

# 新潟市 文化芸術活動の実施に関する 新型コロナウイルス感染拡大防止ガイドライン

---

作成：新潟市・アーツカウンシル新潟

令和 2 年 7 月 1 日初版

令和 2 年 9 月 25 日改訂



# 目次

---

1. はじめに	…01
2. 本ガイドラインの位置づけ	…01
3. 感染防止のための基本的な考え方	…02
4. 具体的な対策	
I. 文化施設(劇場、ライブハウス、集会・展示施設等)	
(1)施設管理・運営者(従業員を含む)が留意すべき事項	…03
(2)事業(公演、展覧会、イベント等)主催者が留意すべき事項	…05
※(2)に加えライブハウス等において留意すべき事項	…09
II. 文化芸術団体の練習、稽古	
(1)文化芸術団体の構成員、参加者が留意すべき事項	…10
III. 各種教室、スタジオ(音楽教室、囲碁・将棋教室、生け花・茶道・書道・絵画教室等)	
(1)各種教室、スタジオ等を運営されている方が留意すべき事項	…13
※(1)に加え舞踊(バレエ教室、ダンススタジオ等)において留意すべき事項	…15
参考資料	…16

## 1. はじめに

---

本市の新型コロナウイルス感染症については、第一波は収束しましたが、今後、いつ第二波、第三波が発生するか予想がつかない現状です。こうしたなか、「不要不急」という言葉に対して、文化芸術活動は日常生活に直接必要ではないという印象から、自粛しがちな雰囲気があります。

しかし、緊急事態宣言が出されて以来、人とコミュニケーションすること、協力し、理解しあうことが今まで以上に大切であることが再認識され、皆さまの文化芸術活動の重要性が高まっていることも事実です。今後、事態が中長期化するなかで、感染予防の対策をとりながら、皆さまの文化芸術活動の再開に向けて、何に注意し、配慮する必要があるのかを、このガイドラインにまとめました。

このガイドラインによって、可能な限り感染リスクを下げることはできますが、感染防止の取り組みには、現時点で「絶対」「間違いない」ということは誰も言えません。

このガイドラインを参考にいただき、状況に応じて活用していただくようお願いいたします。

## 2. 本ガイドラインの位置づけ

---

本市では、令和2年4月16日に、緊急事態宣言が全国に拡大されたことを受け、4月21日から5月10日まで文化施設等の臨時休館を行いました。施設の利用再開にあたり、来館者及び職員の安全を確保する観点から、『文化施設の利用に関するガイドライン』を作成し、施設ごとに対応マニュアルを整備しました。

本ガイドラインは、市民の皆さんに、安心して文化芸術活動を再開してもらうため、政府の『新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針』（令和2年3月28日（令和2年5月14日変更）、新型コロナウイルス感染症対策本部決定）及び各文化芸術関連の業界団体等において示されたガイドラインを踏まえ、本市において必要と思われる対策を「留意すべき事項」として整理したものです。

**この改訂版は、「11月末までの催物の開催制限等について」（令和2年9月11日付、内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長事務連絡）に基づいた制限緩和を踏まえたものです。収容率の制限の緩和を行う場合には、本ガイドラインに示す感染防止対策を実施することが前提の条件となるとともに、施設の特性や事業の態様に応じて、慎重に検討の上、実施してください。**

このまま全て守らなくてはいけないものではありませんが、引き続き、新潟県知事からの要請等を適切に踏まえ、感染拡大の情勢、周辺の発生状況等の環境に応じて、適宜判断し、活用してください。このガイドラインも、国等の対処方針の変更のほか、感染の動向や専門家の知見等を踏まえ、必要に応じて、適宜改訂を行っていきます。

本ガイドライン作成にあたり、新潟大学大学院医歯学総合研究科の齋藤玲子教授にご協力いただきました。

### 3. 感染防止のための基本的な考え方

---

新型コロナウイルス発生当初から言われている「三つの密」

- ① 密閉空間(換気の悪い密閉空間である)、
- ② 密集場所(多くの人が密集している)、
- ③ 密接場面(互いに手を伸ばしたら届く距離での会話や発声が行われる)

を最大限に避け、「人と人の距離の確保」「マスクの着用」「手洗いなどの手指衛生」などの基本的な感染対策を徹底していくことが大切になります。

その上で、「新しい生活様式」に記載されている一人ひとりの基本的な感染症対策を、主催者、参加者を問わず、関係者全員に周知徹底することが必要です。全員が「感染しない、感染させない」「正しく恐れ、行動する」という気持ちを持っていただきたいと思います。

#### 新潟市新型コロナウイルスに関する文化芸術相談窓口

本市では、市民の皆さんの活動再開に向けた総合支援窓口（以下相談窓口）をアーツカウンシル新潟（公益財団法人新潟市芸術文化振興財団）に設置しています。

この相談窓口では、本ガイドラインをはじめ、国の経済支援や、県や市が実施する各種支援策、今後の団体の運営に関する助成金など、文化芸術活動に関する様々なご相談に、専門のスタッフが対応しています。まずはお気軽にご相談ください。

アーツカウンシル新潟（公益財団法人新潟市芸術文化振興財団）

〒951-8062

新潟市中央区西堀前通六番町 894 番地 1 西堀六番館ビル 5階

電話：025-378-4690 fax：025-378-4663

E-mail:artscouncil@niigata.email.ne.jp

<https://artscouncil-niigata.jp/>

## 4. 具体的な対策

このガイドラインは、市内の文化芸術活動における留意すべき事項を、活動分野や対象ごとにまとめたものです。実際に活動する際に、チェックリストとして活用できるようになっています。

なお、関係者が新型コロナウイルス感染症にかかった場合の対応については、別添資料1を参考にしてください。

### I. 文化施設(劇場、ライブハウス、集会・展示施設等)

#### (1) 【対象】施設管理・運営者(従業員を含む)

チェック	留意すべき事項
	① 毎日の検温等により体調管理を徹底してください。 <ul style="list-style-type: none"><li>発熱（平熱より0.5度以上高い熱）や、以下の症状があった場合、自宅待機をしてください。 咳、呼吸困難、全身倦怠感、咽頭痛、鼻汁・鼻閉、味覚・嗅覚障害、目の痛みや結膜の充血、頭痛、関節・筋肉痛、下痢、嘔気・嘔吐</li></ul>
	② 勤務中のマスクの着用を義務化し、徹底してください。 <ul style="list-style-type: none"><li>こまめなマスクの交換、洗浄を促してください。</li></ul>
	③ 入口及び施設内に手指の消毒設備(石けんによる手洗い、手指消毒用アルコール等)を設置し、こまめな手洗い、消毒をしてください。 <ul style="list-style-type: none"><li>消毒液は、不足が生じないよう十分な量を確保し、補充を行ってください。</li></ul>
	④ 対人距離を確保するとともに、互いに手を伸ばしたら届く距離での会話や発声を控えてください。 <ul style="list-style-type: none"><li>上記はマスク着用を前提としています。対面での大声の会話は避けてください。</li></ul>
	⑤ 楽屋、練習室、会議室等の諸室の利用人数は、利用者間の対人距離を確保できる範囲での上限を検討してください。 <ul style="list-style-type: none"><li>マスク着用を前提とし、利用者へ周知してください。</li><li>特に飲食を伴う場合は、対面での会話や発声を控えるよう周知してください。</li><li>諸室の利用にあたっては、環境に応じて適宜換気をするようにしてください。不明な場合は、「相談窓口」(2ページ参照)にお問い合わせください。</li></ul>
	⑥ 受付等、対面で対応を行う場所は、アクリル板、透明ビニールカーテン等で遮蔽するよう努めてください。販売等で、現金の受け渡しがある場合は、トレイを使用してください。 <ul style="list-style-type: none"><li>(可能であれば) キャッシュレスでの支払いを促進してください。</li></ul>

チェック	留意すべき事項
	<p>⑦ 鼻水、唾液等が付いたごみは、ビニール袋に入れて密閉して縛り、ごみを回収する際はマスクや手袋を着用してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ ビニール袋、マスク、手袋は、不足が生じないよう十分な量を確保し、補充を行ってください。</li> </ul>
	<p>⑧ 不特定多数が触れやすい場所や共用物を確認、チェックリストを作成し、定期的な消毒、拭き取り清掃を実施してください。床の拭き取り清掃も行ってください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 不特定多数が触れやすい場所や共用物とは、ドアノブ、階段等の手すり、電源スイッチ、エレベーターのボタン、トイレレバー、マイク、ノートパソコンのマウスやキーボード、タブレット端末等があります。各施設で必ず確認してください。</li> <li>・ 消毒液は、当該場所に最適なものを用いてください。（消毒・除菌方法については、別添資料2または厚生労働省ホームページを参照）</li> <li>・ 拭き取り掃除は、ウエットティッシュやウエットタオル、中性洗剤を含んだ布等で行ってください。特に、汗や飛沫が飛び散る身体的活動、発声、演奏を伴う活動（コンサート、演劇、カラオケ、吹奏楽なども含む）については、活動後に、床の拭き取り掃除を行う等、注意が必要です。</li> </ul>
	<p>⑨ トイレで汚物を流すときは、トイレの蓋を閉めて流すよう、掲示物などで、注意を促してください。ハンドドライヤーや共通のタオルの使用は禁止し、ペーパータオルを設置するか、使い捨ておしぼり等を準備してください。</p>

(2)【対象】事業(公演、展覧会、イベント等)主催者

チェック	留意すべき事項						
	<p>① 政府発表のイベント開催の制限を踏まえ、人数及び収容人数の割合を遵守して、事業を実施してください。</p>						
	<ul style="list-style-type: none"> <li>9月19日現在の政府発表の制限は、以下の通りです。なお、感染拡大の状況によって、変更がある可能性があります。最新の動向については「相談窓口」(2ページ参照)にお問い合わせください。</li> </ul>						
	<p>時期</p> <p>当面11月末まで</p>	<p>収容率</p> <table border="1"> <tr> <td data-bbox="470 645 901 853"> <p><u>大声での歓声・声援等がないことを前提とするもの</u></p> <p>クラシック音楽コンサート、演劇等、舞踊、伝統芸能、芸能・演芸、公演・式典、展示会等</p> </td> <td data-bbox="901 645 1157 853"> <p>100%以内 (席がない場合は適切な間隔)</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="470 853 901 1055"> <p><u>大声での歓声・声援等が想定されるもの</u></p> <p>ロック、ポップコンサート、スポーツイベント、公営競技、公演、ライブハウス・ナイトクラブでのイベント</p> </td> <td data-bbox="901 853 1157 1055"> <p>50%以内 (席がない場合は十分な間隔)</p> </td> </tr> </table>	<p><u>大声での歓声・声援等がないことを前提とするもの</u></p> <p>クラシック音楽コンサート、演劇等、舞踊、伝統芸能、芸能・演芸、公演・式典、展示会等</p>	<p>100%以内 (席がない場合は適切な間隔)</p>	<p><u>大声での歓声・声援等が想定されるもの</u></p> <p>ロック、ポップコンサート、スポーツイベント、公営競技、公演、ライブハウス・ナイトクラブでのイベント</p>	<p>50%以内 (席がない場合は十分な間隔)</p>	<p>人数上限</p> <p>① 収容人数10,000人超⇒収容人数の50%</p> <p>② 収容人数10,000人以下⇒5,000人</p>
<p><u>大声での歓声・声援等がないことを前提とするもの</u></p> <p>クラシック音楽コンサート、演劇等、舞踊、伝統芸能、芸能・演芸、公演・式典、展示会等</p>	<p>100%以内 (席がない場合は適切な間隔)</p>						
<p><u>大声での歓声・声援等が想定されるもの</u></p> <p>ロック、ポップコンサート、スポーツイベント、公営競技、公演、ライブハウス・ナイトクラブでのイベント</p>	<p>50%以内 (席がない場合は十分な間隔)</p>						
	<p>② 政府が示す条件(※別紙、チェックリストご参照)の対策を講じることとし、主催者は、チェックリストを事前に施設管理者に提出するなどして、双方で確認してください。</p>						
	<ul style="list-style-type: none"> <li>先述の表以外の事業については、必要となる感染防止策を総合的に講じた上で、原則として収容率を50%以内としてください。</li> <li>異なるグループ間では座席を1席(立席の場合は1m)空けてください。親子等の同一グループ(5名以内)では座席間隔を空ける措置は不要です。(その場合、収容率が50%を超えることもあります。)</li> <li><u>なお、高齢者や障がい者、持病のある方が多数来場すると見込まれる事業については、感染した場合のリスクが高いことから、より慎重な対応を検討してください。</u></li> </ul>						
	<p>③ 発熱(平熱より0.5度以上高い熱)や、咳、咽頭痛等の症状がある人は来館、入場しないよう事前に告知してください。</p>						
	<ul style="list-style-type: none"> <li>チケット販売時、ホームページへの掲載、施設内の掲示等により、事前に周知するよう工夫してください。</li> <li>チケットの払い戻し等、不利益が生じないよう工夫してください。</li> </ul>						
	<p>④ マスクの着用を促し、徹底してください。</p>						
	<ul style="list-style-type: none"> <li>上記③と同様に、事前に周知するよう工夫してください。また、場内アナウンスにより着用を促してください。</li> <li>着用していない場合の入場制限等、対処方法について、事前に関係者に周知してください。マスクを支給する、あるいはハンカチやタオル等で代替していただく等の方法があります。</li> </ul>						

チェック	留意すべき事項
	<p>⑤ チケットや物品の販売を対面で行う場合等、人と人が対面する場所は、アクリル板や透明ビニールカーテンにより購買者との間を遮蔽するよう努めてください。現金の受け渡しがある場合は、トレイを使用してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ オンラインでのチケット販売や、キャッシュレスでの支払いを促進してください。</li> </ul>
	<p>⑥ 入場時のチケットもぎりの際は、マスクや手袋を着用するようにしてください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公演主催者がチケットを目視で確認し、来場者が自分で半券を切って箱に入れるといった方式等、もぎりの簡略化も検討してください。</li> </ul>
	<p>⑦ 入場や受付を待つ際には、密にならないようお客様に行列位置を指定してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1mの間隔を空けた整列を促し、人が密集しないよう声がけ、目印をつける等、工夫してください。</li> </ul>
	<p>⑧ 楽屋、練習室、会議室等の諸室の利用人数は、利用者間の対人距離を確保できる範囲での上限を検討してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ マスク着用を前提とし、利用者へ周知してください。</li> <li>・ 特に飲食を伴う場合は、対面での会話や発声を控えるよう周知してください。</li> <li>・ 諸室の利用にあたっては、環境に応じて適宜換気をするようにしてください。不明な場合は、「相談窓口」(2ページ参照)にお問い合わせください。</li> </ul>
	<p>⑨ 他人と共用する物品や手が頻繁に触れる場所を、最低限に減らしてください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ パンフレット等配布物の手渡しは、配架したものをお客様ご自身でとっていただく等、最小限に抑えてください。</li> <li>・ ブランケット、イヤホンサービス等の物品貸し出しは、消毒の徹底等、十分な感染予防対策をとった上で行ってください。</li> <li>・ クロークサービスについては、必要最小限(コートや大型荷物のみ)の運用とし、取扱者はフェイスシールドや手袋を着用してください。</li> </ul>
	<p>⑩ 会場入口に手指の消毒設備(手指消毒用アルコール等)を設置し、こまめな消毒ができるようにしてください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 消毒液は、不足が生じないよう十分な量を確保し、補充を行ってください。</li> </ul>

チェック	留意すべき事項
	<p>⑪ 不特定多数が触れやすい場所や共用物を確認、チェックリストを作成し、定期的な消毒、拭き取り清掃を実施してください。床の拭き取り清掃も行ってください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 不特定多数が触れやすい場所や共用物とは、ドアノブ、階段等の手すり、電源スイッチ、エレベーターのボタン、トイレレバー、マイク、ノートパソコンのマウスやキーボード、タブレット端末等があります。各施設で必ず確認してください。</li> <li>・ 消毒液は、当該場所に最適なものを用いてください。(消毒・除菌方法については、別添資料2または厚生労働省ホームページを参照)</li> <li>・ 拭き取り掃除は、ウェットティッシュやウェットタオル、中性洗剤を含んだ布等で行ってください。特に、汗や飛沫が飛び散る身体的活動、発声、演奏を伴う活動(コンサート、演劇、カラオケ、吹奏楽なども含む)については、活動後に、床の拭き取り掃除を行う等、注意が必要です。</li> </ul>
	<p>⑫ 人数及び収容人数の割合を遵守するとともに、お客様間の対人距離を確保してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 演者の発声を伴う場合には、前方席の使用を控える等、演者と客席の対面距離を確保してください。</li> </ul>
	<p>⑬ ロビーや休憩スペースにおいて、対面での飲食や会話を回避するようにしてください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 対人距離を確保するよう、施設内の掲示や館内放送等により促すようにしてください。</li> <li>・ 公演前後、休憩中の大声での会話も控えるよう呼び掛けてください。</li> <li>・ 常時換気に努めるとともに、テーブル、椅子等の消毒を定期的に行ってください。</li> </ul>
	<p>⑭ 滞在時間が短くなるよう、公演時間の前後の滞留をなくす工夫をしてください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 入待ち、出待ちを含む出演者、来場者等、関係者の接触(面談、握手等)は控えるよう周知してください。</li> <li>・ 花、手紙、差し入れ等については、辞退するよう周知してください。</li> </ul>
	<p>⑮ 万が一感染が発生した場合に備え、可能な範囲で、入場者の氏名及び緊急連絡先の把握に努めてください。なお、個人情報の取り扱いには、十分注意してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <b>入場者名簿の作成や、接触確認アプリ(COCoA)、各地域の通知サービスなどを活用して、参加者の把握に努めてください。</b></li> <li>・ 上記の情報は、入場者の中から感染者が発生した場合等、必要に応じて保健所等の公的機関へ提供される可能性があることを事前に周知してください。</li> </ul>
	<p>⑯ 楽屋において、飲食物の提供は、可能な限り控えてください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 手や口が触れる皿やコップについては、適切に洗浄消毒する等、特段の対応を行い、対応が難しい場合は使い捨ての皿やコップを使用してください。</li> </ul>

チェック	留意すべき事項
	<p>⑰ 機材や備品、用具等の取り扱い者を選定し、不特定者の共有を制限するようにしてください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 出演者が複数となる場合は、使用のつど、拭き取り消毒をする等、事前に対応策を周知してください。</li> <li>・ リハーサルや仕込み、撤去等においても、十分な感染防止措置を講じるようにしてください。</li> </ul>
	<p>⑱ 公演中やリハーサル中などに、体調不良者が発生した場合は、速やかに帰宅するか、医療機関を受診するよう促すなど、できるだけ、その場に滞在しないようにしてください。</p>

### 〈舞台上での配置について〉

発声や演奏に伴い飛沫が発生する場合には、その向きや距離を意識していれば、必ずしもマスクを着用しなくてもならないものではありません。飛沫が発生する合唱(カラオケを含む)や吹奏楽、演劇等については、以下の点に十分に配慮して、実施してください。

- ・ 対面での発声や演奏は避け、原則、一列で一方向を向いて行ってください。
- ・ やむを得ず、列を複数つくる場合には、飛沫が飛び散る方向に1mの距離を確保してください。
- ・ 対面する指導者や指揮者との距離は2m確保してください。

〈ライブハウス等〉

上記に加えて、以下の点について留意してください。

チェック	留意すべき事項
	<p>① 空調設備の稼働等による適切な空調換気を行うとともに、複数の窓、ドア等を同時に開ける等、会場内の換気を徹底してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事前に、十分な換気ができるか確認してください。不明な場合は、「相談窓口」(2 ページ参照)にお問い合わせください。</li> <li>・ 換気方法については、厚生労働省のガイドライン(別添資料3)等を参考にしてください。</li> </ul>
	<p>② 公演中の来場者同士の接触は控えるよう周知してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 来場者と接触するような演出(声援を惹起する、来場者をステージに上げる、ハイタッチをする等)は行わないようにしてください。</li> <li>・ 場内における会話、大声による発声を控えるよう促してください。</li> <li>・ 要請するルールやマナーを遵守できない来場者へは退場を促してください。また、事前にその旨を周知してください。</li> </ul>
	<p>③ 楽屋を含め、飲食物の提供は、可能な限り控えてください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 手や口が触れる皿やコップについては、適切に洗浄消毒する等、特段の対応を行い、対応が難しい場合は使い捨ての皿やコップを使用してください。</li> <li>・ 提供する場合は、個人提供用のペットボトルの飲み物のみの提供を検討してください。</li> <li>・ 過度な飲酒及び飲酒を伴った来場には、注意喚起をしてください。</li> </ul>

## Ⅱ. 文化芸術団体の練習、稽古

### (1) 【対象】文化芸術団体の構成員、参加者

チェック	留意すべき事項
	① 感染症予防対策を実施している施設を利用してください。 ・ 各種施設の感染症予防対策や使用する部屋の適正な利用者数を確認し、遵守してください。
	② 使用する部屋の換気ができる設備、環境を確認してください。 ・ 空調換気を行うとともに、複数の窓、ドア等を同時に開ける等、利用する部屋の換気を徹底してください。 ・ 常時換気ができない場合は定期的な休憩、換気を行ってください。 ・ 換気方法については、厚生労働省のガイドライン（別添資料3）等を参考にしてください。 ・ 特に汗や飛沫が飛び散る身体的活動、発声、演奏を伴う活動（コンサート、演劇、カラオケ、吹奏楽なども含む）については、適切な空調換気があるか確認してください。
	③ 毎日の検温等により体調管理を徹底してください。 ・ 発熱や、以下の症状があった場合、参加をやめてください。 咳、呼吸困難、全身倦怠感、咽頭痛、鼻汁・鼻閉、味覚・嗅覚障害、目の痛みや結膜の充血、頭痛、関節・筋肉痛、下痢、嘔気・嘔吐
	④ 練習中はマスクを着用し、石けんによる手洗い、手指消毒用アルコール等により、こまめな手洗い、消毒をしてください。 ・ こまめなマスクの交換、洗浄をしてください。
	⑤ 対人距離を確保するとともに、互いに手を伸ばしたら届く距離での会話や発声を控えてください。 ・ 上記はマスク着用を前提としています。対面での大声の会話は避けてください。休憩中の会話にも気をつけてください。

チェック	留意すべき事項
	<p>⑥ 不特定多数が触れやすい場所や共用物を確認、チェックリストを作成し、定期的な消毒、拭き取り清掃を実施してください。床の拭き取り清掃も行ってください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 不特定多数が触れやすい場所や共用物とは、ドアノブ、階段等の手すり、電源スイッチ、エレベーターのボタン、トイレレバー、マイク、ノートパソコンのマウスやキーボード、タブレット端末等があります。各施設で必ず確認してください。</li> <li>・ 消毒液は、当該場所に最適なものを用いてください。(消毒・除菌方法については、別添資料2または厚生労働省ホームページを参照)</li> <li>・ 拭き取り掃除は、ウェットティッシュやウェットタオル、中性洗剤を含んだ布等で行ってください。特に、汗や飛沫が飛び散る身体的活動、発声、演奏を伴う活動(コンサート、演劇、カラオケ、吹奏楽なども含む)については、活動後に、床の拭き取り掃除を行う等、注意が必要です。</li> </ul>
	<p>⑦ 十分な練習場所、座席の間隔を確保してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 例えば、前後左右を空けた席の配置などの措置をしてください。</li> <li>・ 特に、飛沫が発生する合唱(カラオケを含む)や吹奏楽については、対面での発声や演奏は避け、原則、一列で一方向を向いて行うとともに、対面する指導者や指揮者との距離は2m確保してください。やむを得ず、列を複数つくる場合には、飛沫が飛び散る方向に1mの距離を確保してください。</li> </ul>
	<p>⑧ 会場設営、撤収は、最小限の人数で行ってください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 予め時間と人数を設定し、密にならないようにしてください。</li> </ul>
	<p>⑨ 楽器、道具、筆記用具等の物品の貸し借りは原則禁止してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ どうしても共用が必要な場合は、使用のつど、清掃、消毒を行ってください。</li> <li>・ 特に、楽器、マイクの共用はできるだけ避け、やむを得ず共通して触れるものについては、活動前後に拭き取り消毒を行ってください。</li> <li>・ 更衣室内での物品(稽古着、楽器、タオル等)の貸し借りに関する注意を促してください。家族間であっても、貸し借りには注意してください。</li> </ul>
	<p>⑩ プリント、楽譜等は配布者を限定するか、配架したものを各自受け取る等の工夫をし、不特定多数が触れることを避けるように注意してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 参加者間の受け渡し、貸し借りは禁止してください。</li> </ul>
	<p>⑪ 椅子、ピアノ、譜面台などの備品の清掃、消毒をしてください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 使用備品が十分に消毒されているか確認してください。</li> <li>・ 複数人数で利用する場合、使用のつど、清掃、消毒をしてください。</li> </ul>
	<p>⑫ 会費等、現金の受け渡しがある場合は、振込等による支払いを検討してください。</p>
	<p>⑬ 利用施設での飲食は控えてください。</p>

チェック	留意すべき事項
	⑭ 使用済みのマスク、ティッシュ等、鼻水、唾液等が付いたごみは持ち帰ってください。
	⑮ 万が一感染が発生した場合に備え、個人情報の取り扱いに十分注意し、構成員、参加者等の名簿を適正に収集してください。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 上記の情報は、感染者が発生した場合等、必要に応じて保健所等の公的機関へ提供される可能性があることを事前に周知してください。</li> </ul>

### Ⅲ. 各種教室、スタジオ等(音楽教室、囲碁・将棋教室、生け花・茶道・書道・絵画教室等)

#### (1) 【対象】各種教室、スタジオ等を運営されている方

チェック	留意すべき事項
	<p>① 毎日の検温などにより体調管理を徹底してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 発熱（平熱より 0.5 度以上高い熱）や、以下の症状があった場合、自宅待機をしてください。 咳、呼吸困難、全身倦怠感、咽頭痛、鼻汁・鼻閉、味覚・嗅覚障害、目の痛みや結膜の充血、頭痛、関節・筋肉痛、下痢、嘔気・嘔吐</li> </ul>
	<p>② 参加者(生徒)を含め、勤務中のマスクの着用を義務化し、徹底してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ こまめなマスクの交換、洗浄を促してください。</li> </ul>
	<p>③ 入口及び施設内に手指の消毒設備(石けんによる手洗い、手指消毒用アルコール等)を設置し、こまめな手洗い、消毒をしてください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 消毒液は、不足が生じないように十分な量を確保し、補充を行ってください。</li> </ul>
	<p>④ 対人距離を確保するとともに、互いに手を伸ばしたら届く距離での会話や発声を控えてください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 上記はマスク着用を前提としています。対面での大声の会話は避けてください。</li> </ul>
	<p>⑤ 不特定多数が触れやすい場所や共用物を確認、チェックリストを作成し、定期的な消毒、拭き取り清掃を実施してください。床の拭き取り清掃も行ってください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 不特定多数が触れやすい場所や共用物とは、ドアノブ、階段等の手すり、電源スイッチ、エレベーターのボタン、トイレレバー、マイク、ノートパソコンのマウスやキーボード、タブレット端末等があります。各施設で必ず確認してください。</li> <li>・ 消毒液は、当該場所に最適なものを用いてください。(消毒・除菌方法については、別添資料2または厚生労働省ホームページを参照)</li> <li>・ 拭き取り掃除は、ウエットティッシュやウエットタオル、中性洗剤を含んだ布等で行ってください。特に、汗や飛沫が飛び散る身体的活動、発声、演奏を伴う活動(コンサート、演劇、カラオケ、吹奏楽なども含む)については、活動後に、床の拭き取り掃除を行う等、注意が必要です。</li> </ul>

チェック	留意すべき事項
	<p>⑥ 十分な座席、練習場所の間隔を確保してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 例えば、前後左右を空けた席の配置などの措置をしてください。</li> <li>・ 特に、飛沫が発生する合唱（カラオケを含む）や吹奏楽については、対面での発声や演奏は避け、原則、一列で一方向を向いて行うとともに、対面する指導者や指揮者との距離は2m確保してください。やむを得ず、列を複数つくる場合には、飛沫が飛び散る方向に1mの距離を確保してください。</li> </ul>
	<p>⑦ 楽器、道具、筆記用具等の物品の貸し借りは禁止してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ どうしても共用が必要な場合は、使用のつど、清掃、消毒を行ってください。</li> <li>・ 特に、楽器、マイクの共用はできるだけ避け、やむを得ず共通して触れるものについては、活動前後に拭き取り消毒を行ってください。</li> </ul>
	<p>⑧ プリント、楽譜等は配布者を限定するか、配架したものを各自受け取る等の工夫をし、不特定多数が触れることを避けるように注意してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 生徒間の受け渡し、貸し借りは禁止してください。</li> </ul>
	<p>⑨ 空調設備の稼働等の適切な空調換気を行うとともに、複数の窓、ドア等を同時に開けるなど、教室内の換気を徹底してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事前に、十分な換気ができるか確認してください。不明な場合は、「相談窓口」（2 ページ参照）にお問い合わせください。</li> <li>・ 換気方法については、厚生労働省のガイドライン（別添資料3）などを参考にしてください。</li> </ul>
	<p>⑩ 更衣室を使用する場合には定員を設け、入室人数を制限してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 更衣室内での物品（稽古着、楽器、タオル等）の貸し借りに関する注意を促してください。家族間であっても、貸し借りには注意が必要です。</li> </ul>
	<p>⑪ 鼻水、唾液等が付いたごみは、ビニール袋に入れて密閉して縛り、ごみを回収する人はマスクや手袋を着用してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ ビニール袋、マスク、手袋は、不足が生じないよう十分な量を確保し、補充を行ってください。</li> <li>・ 使用済みのマスク、ティッシュ等は持ち帰っていただくようにしてください。</li> </ul>
	<p>⑫ できるだけ、オンライン授業、自宅学習、少人数授業等を導入し、接触機会の削減を検討してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 実習等はグループ分け等により少人数で実施できるよう工夫してください。</li> <li>・ 宿題等の活用により短時間の稽古を促進してください。</li> <li>・ 本市では、オンライン授業の導入への支援を予定しています。希望される方は、「相談窓口」（2 ページ参照）にお問い合わせください。</li> </ul>

チェック	留意すべき事項
	⑬ 分散しての来訪を促してください。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ (可能であれば) 完全予約制とし、来室者が集中しないようにしてください。</li> <li>・ 同伴する保護者の教室への入室の制限も検討してください。(待合室の設置は感染リスクを高める危険がありますので、控えてください。)</li> </ul>
	⑭ 月謝等、現金の受け渡しがある場合は、振込等による支払いを検討してください。
	⑮ 万が一感染が発生した場合に備え、個人情報の取り扱いに十分注意し、生徒等の名簿を適正に収集してください。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 上記の情報は、感染者が発生した場合等、必要に応じて保健所等の公的機関へ提供される可能性があることを事前に周知してください。</li> </ul>
	⑯ トイレで汚物を流すときは、トイレの蓋を閉めて流すよう、掲示物等で注意を促してください。ハンドドライヤーや共通のタオルの使用は禁止し、ペーパータオルを設置するか、使い捨ておしぼり等を準備してください。

〈舞踊(バレエ教室、ダンススタジオ等)〉

上記に加えて、以下の点について留意してください。

チェック	留意すべき事項
	① 水筒、ペットボトル等を用意して頻繁に水分を補給するよう促してください。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 夏場は、換気を行うと室温が上昇するので、熱中症への対策にも留意してください。</li> </ul>
	② 友人間や家族間での稽古着、シューズ、タオル類の貸し借りは行わないように促してください。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特に更衣室内での貸し借りに注意を促してください。</li> </ul>
	③ 十分な座席、練習場所の間隔を確保してください。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ バー・レッスンの位置取りに注意し、1mの間隔をあけてください。また、向かい合わせでのバーの使用は極力避けてください。</li> <li>・ 約2mの十分な間隔をあけていれば、マスクを外すことも可能です。</li> <li>・ センター・レッスンでは、順番待ちの生徒が密にならないよう間隔をあけて待機するよう指導してください。</li> </ul>

## 〈参考資料〉

国	『新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針』（令和2年3月28日（令和2年5月14日変更）、新型コロナウイルス感染症対策本部決定） 『11月末までの催物の開催制限等について』（令和2年9月11日付、内閣官房新型コロナウイルス感染症対策室長事務連絡）
新潟県	『新型コロナウイルスのまん延防止に向けた協力をお願い』（令和2年5月15日施行（令和2年5月27日改定））
公益社団法人全国公立文化施設協会	『劇場、音楽堂等における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン』（令和2年5月14日（令和2年9月18日改定版））
クラシック音楽公演運営推進協議会	『クラシック音楽公演における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン』（令和2年9月18日改定）
公益社団法人日本バレエ協会	『バレエ教室に於ける感染拡大防止のガイドライン』（令和2年5月29日（令和2年6月8日改訂））
一般社団法人ライブハウスコミッション、 NPO 法人 日本ライブハウス協会他	『ライブホール、ライブハウスにおける新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン』（令和2年6月13日）
一般社団法人日本合唱連盟	『合唱活動における新型コロナウイルス感染症拡大防止のガイドライン』（令和2年9月8日）

### 本ガイドラインに関する問い合わせ

- 新潟市文化スポーツ部文化政策課  
TEL025-226-2560 午前8時30分～午後5時30分（平日）
- アーツカウンシル新潟（公益財団法人新潟市芸術文化振興財団）  
TEL025-378-4690 午前9時～午後5時15分（平日）

### 新型コロナウイルス感染症に関する相談・問い合わせ

- 新潟市保健所感染症対策室  
TEL025-212-8194 午前8時30分～午後5時30分（平日）



New Lifestyle, New Niigata

さあ、新しい日常へ。



# 事業者の皆さまへ 従業員が感染したら／濃厚接触者になったら

従業員が新型コロナウイルスに感染したら、事業所としてどう対応したらよいのでしょうか。また、濃厚接触者と判断された場合はどうなるのでしょうか。実際には、状況に応じて個々に対応をお願いすることになりますが、一般的な流れを記しましたので参考にしてください。

## 1 従業員が感染した場合

本市においては、感染者が確認されると、医療機関または保健所から、感染した本人に電話連絡し、当日または翌日に入院することとなります。勤務先へは本人から報告していただくとともに、必要に応じて保健所からも連絡をして、勤務先の状況をお聞きし、感染拡大防止に必要な対応をとっていただくこととなります。

### (1) 保健所との連携

従業員の方から感染の報告があったら、下記①②③について、準備を始めていただくと、その後の作業がスムーズに運びます。②③により、保健所は濃厚接触者に該当する方を判断していきます。

なお、施設の閉鎖については、保健所にご相談の上、検討をお願いします(⑤)。

- ① 保健所との連絡窓口担当者を決めてください。
- ② 感染者が在籍する部署の従業員名簿及び健康状態、フロアの見取り図(座席表)、勤務時間・形態がわかるもの(シフト表など)等を準備してください。
- ③ 職場内での感染者との接触状況(業務だけでなく飲食や喫煙などの行動も含め)を、あらかじめ確認しておくことが望ましいです。
- ④ 必要に応じて事業者において職場の消毒をお願いします。
- ⑤ 感染者の執務エリアまたは事業所全体の一時閉鎖などの対応について検討してください。なお、「職域のための新型コロナウイルス感染症対策ガイド」(日本渡航医学会・日本産業衛生学会 共同文書)には、「一律に部分的全体的施設の閉鎖を実施すべきではない」とされています。

## (2) 医療機関との連携

### ① 入院治療

感染が確認された従業員は、保健所からの指示により市内または近隣の医療機関に入院し、医療機関の指示に従い治療を行うこととなります。

### ② 退院の目安

下記の1) または2) の条件を満たすこととされており、主治医から指示があります。

- 1) 発症後から10日間経過し、かつ症状軽快後72時間経過した場合
- 2) 症状軽快後24時間経過した後、24時間以上間隔をあげ2回のPCR検査で陰性を確認した場合

## (3) 情報公開

事業所内で新型コロナウイルス感染者が発生したことについて、事業所において公表することは義務付けられていませんが、ホームページ等で公表する場合は、個人のプライバシー保護に十分配慮してください。その際、公表時期及び内容について、事前に保健所と情報共有をお願いします。

## (4) 職場復帰

主治医からのアドバイスに従い、体調を確認しながら職場へ復帰させてください。

- ① 医療機関から退院の連絡があると、保健所では、ご本人宛に退院後の健康管理に関する文書を郵送し、退院後4週間を健康観察期間として、一般的な衛生対策の徹底、検温など毎日の健康確認、咳や発熱などの症状があった場合の連絡について依頼しています。
- ② 事業者は職場復帰に際して、退院後1週間程度の在宅勤務・自宅待機を行わせてから出社させることが望ましいとされています。在宅勤務・自宅待機が困難な場合は、復帰後1週間は、毎日の健康観察、マスクの着用、他人との距離を2m程度に保つなどの感染予防対策を行い、体調不良を認める際にはできるだけ出社させないでください。

## (5) その他

保健所では、職場復帰に当たり「陰性証明書」「治癒証明書」の発行は行っていません。

## 2 従業員が濃厚接触者と判断された場合

従業員が濃厚接触者 i) と判断された場合には、次の対応をとっていただくことになります。

(1) 濃厚接触者とされた従業員には PCR 検査を受けていただくとともに、PCR 検査が陰性であったとしても、感染者との最終接触から 14 日間の自宅待機及び健康観察 ii) をお願いしますので、ご理解をお願いします。

(2) 事業者が独自の判断で、濃厚接触者や濃厚接触者以外の者に自宅待機などを指示したり、健康観察期間を延長する場合には、感染症法、労働基準法、労働安全衛生法や就業規則等に基づいた対応が求められます。

### < i) 濃厚接触者 >

濃厚接触者は、感染者の感染可能期間に接触した人のうち、次の範囲に該当する人をいいます。保健所の聞き取り調査により、総合的に判断し本人に連絡します。

- ・ 感染者と同居あるいは長時間の接触があった人
- ・ 手で触れることの出来る距離（目安として1メートル）で、必要な感染予防策なしで、感染者と15分以上の接触があった人
- ・ 適切な感染防護無しに患者（確定例）を診察、看護若しくは介護していた医療従事者、介護従事者
- ・ 感染者の気道分泌液もしくは体液等に直接接触した可能性が高い人

### < ii) 濃厚接触者としての自宅待機及び健康観察 >

最終接触から14日間の健康観察期間中においては、毎日の検温、健康状態のチェックとともに自宅待機をお願いします。不要不急の外出はできる限り控え、止むを得ず移動する際は、公共交通機関の利用は避けること、また外出時のマスク着用及び手指衛生などの感染予防策の徹底をお願いします。

#### <参考>

- ・ 「職域のための新型コロナウイルス感染症対策ガイド」  
第2版 2020.6.3  
(一般社団法人日本渡航学会 公益社団法人 日本産業衛生学会)
- ・ 「コロナウイルス感染症患者に対する積極的疫学調査実施要領」  
令和2年5月29日版  
(国立感染症研究所 感染症疫学センター)

# 新型コロナウイルス感染症対策



**消毒や除菌効果をつたう商品は、目的に合ったものを、正しく選びましょう。**

## ▶ チェックポイント

使用方法 有効成分 濃度 使用期限

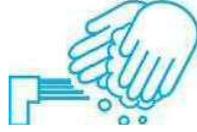
※ 商品の購入の際には、必ずこの4点をチェックするようにしましょう。

### ① 手指のウイルス対策

こまめな手洗いを心がけましょう。

石けんやハンドソープを使った丁寧な手洗いをすることで、十分にウイルスを除去できます。

さらに消毒剤等を使用する必要はありません。



### ② 物品のウイルス対策

テーブル、ドアノブなどの身近な物の消毒には、**塩素系漂白剤**や、一部の**家庭用洗剤**等が有効です。

塩素系漂白剤等の詳しい情報はこちらから！

[https://www.meti.go.jp/covid-19/pdf/0327\\_poster.pdf](https://www.meti.go.jp/covid-19/pdf/0327_poster.pdf)



家庭用洗剤等の詳しい情報はこちらから！

<https://www.meti.go.jp/press/2020/05/20200522009/20200522009-1.pdf>



### ③ 空間のウイルス対策

定期的に換気してください。



注) まわりに人がいる中で、消毒や除菌効果をつたう商品を空間噴霧することは、おすすめしていません。



## ～ 商業施設等の管理権原者の皆さまへ ～

# 「換気の悪い密閉空間」を改善するための換気の方法

新型コロナウイルス感染症対策専門家会議の見解（令和2年3月9日及び3月19日公表）では、集団感染が確認された場所で共通する3条件が示されています。新型コロナウイルス感染症厚生労働省対策本部では、この見解を踏まえ、**リスク要因の一つである「換気の悪い密閉空間」を改善するため、多数の人が利用する商業施設等においてどのような換気を行えば良いのか**について、有識者の意見を聴取しつつ、文献、国際機関の基準、国内法令基準等を考察し、**推奨される換気の方法**をまとめました。

## 専門家検討会の見解（抄）

### クラスター（集団）感染発生リスクの高い状況の回避

- ① **換気を励行する**：換気の悪い密閉空間にしないよう、換気設備の適切な運転・点検を実施する。定期的に**外気を取り入れる換気を実施**する。
- ② **人の密度を下げる**：人を密集させない環境を整備。会場に入る定員をいつもより少なく定め、入退場に時間差を設けるなど動線を工夫する。
- ③ **近距離での会話や発声、高唱を避ける**：大きな発声をさせない環境づくり（声援などは控える）。共有物の適正な管理又は消毒の徹底等。

## 推奨される換気の方法

ビル管理法（建築物における衛生的環境の確保に関する法律）における空気環境の調整に関する基準に適合していれば、**必要換気量（一人あたり毎時30m<sup>3</sup>）を満たすこと**になり、「換気が悪い空間」には**当てはまらない**と考えられます。このため、以下のいずれかの措置を講ずることを商業施設等の管理権原者に推奨いたします。

なお、「換気の悪い密閉空間」は**リスク要因の一つに過ぎず**、一人あたりの必要換気量を満たすだけで、**感染を確実に予防できる**ということまで文献等で明らかになっているわけではないことに留意していただく必要があります。

### ① 機械換気(空気調和設備、機械換気設備)による方法

- ビル管理法における特定建築物に該当する商業施設等については、ビル管理法に基づく**空気環境の調整に関する基準が満たされていることを確認し**、満たされていない場合、**換気設備の清掃、整備等の維持管理を適切に行う**こと。
- 特定建築物に該当しない商業施設等においても、**ビル管理法の考え方に基づく必要換気量（一人あたり毎時30m<sup>3</sup>）が確保できていることを確認**すること。必要換気量が足りない場合は、**一部屋あたりの在室人数を減らす**ことで、一人あたりの必要換気量を確保することも可能であること。

## ビル管理法における空気調和設備を設けている場合の空気環境の基準

項目	基準
ア 浮遊粉じんの量	0.15 mg/m <sup>3</sup> 以下
イ 一酸化炭素の含有率	100万分の10以下(=10 ppm以下) ※特例として外気がすでに10ppm以上ある場合には20ppm以下
ウ 二酸化炭素の含有率	100万分の1000以下(=1000 ppm以下)
エ 温度	1. 17℃以上28℃以下 2. 居室における温度を外気の温度より低くする場合は、その差を著しくしないこと。
オ 相対湿度	40%以上70%以下
カ 気流	0.5 m/秒以下
キ ホルムアルデヒドの量	0.1 mg/m <sup>3</sup> 以下(=0.08 ppm以下)

※機械換気設備を設けている場合は、上記の表のアからウまで、カ及びキを遵守する必要がある。

### ② 窓の開放による方法

- 換気回数※を毎時2回以上（30分に一回以上、数分間程度、窓を全開する。）とすること。  
※ 換気回数とは、部屋の空気がすべて外気と入れ替わる回数をいう。
- 空気の流れを作るため、複数の窓がある場合、二方向の壁の窓を開放すること。窓が一つしかない場合は、ドアを開けること。

## 換気に当たっての留意点

### ① 特定建築物に該当する場合

- 特定建築物※<sup>1</sup>に該当する商業施設等の管理権原者は、ビル管理法に基づく空気環境の調整に関する基準に従って当該建築物を維持管理しなければなりません。
- 基準を満たしていない場合※<sup>2</sup>は、建築物環境衛生管理技術者の意見を尊重して適切な是正措置を講じ、当該建築物が基準を満たすように維持管理しなければなりません。

※<sup>1</sup> ビル管理法における特定建築物とは、興行場、百貨店、集会場、遊技場、店舗等の用途に供される延べ床面積が3,000m<sup>2</sup>以上の建築物であって、多数の者が使用・利用するものをいいます。

※<sup>2</sup> 近年、二酸化炭素の含有率の基準を満たしていない特定建築物が多数報告されています。改めて換気設備の点検を行うなど、適切な維持管理を行ってください。

### ② 特定建築物に該当しない場合

- 特定建築物に該当しない商業施設等の管理権原者についても、ビル管理法に基づく空気環境の調整に関する基準に従って当該建築物の維持管理するように努めなければならないとされています。
- これを踏まえ、機械換気による場合、換気設備を設計した者や換気の専門業者に依頼し、換気量がどの程度あるかを確認し、一人あたりの必要換気量が確保できるよう、部屋の内部の利用者数の上限を把握するよう努めなければなりません。